

議案第 48 号

小城市立小・中学校集金取扱規程の一部を改正する規程

小城市立小・中学校集金取扱規程（平成 25 年小城市教育委員会訓令第 6 号）の一部を改正する規程を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

学校集金の運用上、保護者の負担感の軽減や、事務処理の効率化等に配慮した実態に即した次年度への繰越を認めるために規定を改正する必要がある。

小城市教育委員会規程第 号

小城市立小・中学校集金取扱規程の一部を改正する規程

小城市立小・中学校集金取扱規程（平成 25 年小城市教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「翌年 3 月 31 日までとし、」の下に「原則として、」を加える。

第 10 条第 3 項に次のただし書きを加える。

「ただし、校長が事務の都合上、必要と認めるときは、保護者の同意を得てその年度の会計残額を翌年度に繰り越すことができる。」

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

小城市立小・中学校集金取扱規程(平成2年小城市教育委員会訓令第6号)の一部を改正する規程 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第 10 条 校長は、学校集金会計を処理するに当たっては、公会計の原則に準じ、次に定めるとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 予算に関して保護者へ周知すること。</p> <p>(2) 各会計は、独立したものとして取り扱うこと。</p> <p>(3) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その年度の収入をもってその年度の支出に充てること。</p>	<p>第 10 条 校長は、学校集金会計を処理するに当たっては、公会計の原則に準じ、次に定めるとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 予算に関して保護者へ周知すること。</p> <p>(2) 各会計は、独立したものとして取り扱うこと。</p> <p>(3) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>原則として、その年度の収入をもってその年度の支出に充てること。ただし、校長が事務の都合上、必要と認めるときは、保護者の同意を得てその年度の会計残額を翌年度に繰り越すことができる。</u></p>